

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・環境課

法令名		自然公園法				法令番号		昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号		
手続名		特別保護地区内における行為の許可（国定公園）				根拠条項		第 2 1 条第 3 項		
審査基準		1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、自然公園法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 1 号。以下「規則」という。）第 1 1 条に規定する許可基準によるものとする。 2 規則第 1 1 条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 1 2 年 8 月 7 日付け環自計 1 7 1 ・環自国第 4 4 8 － 1 号自然保護局長通知）によるものとする。								
受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間		3 0 日	目次	
						標準経由期間		日	No.	